

経済産業省

輸出注意事項24第29号
輸入注意事項24第17号
平成24・03・23貿局第1号

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについての一部を改正する通達を次のように制定する。

平成24年4月2日

経済産業省貿易経済協力局長 厚木 進

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについての一部を改正する通達

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて（輸出注意事項15第36号・輸入注意事項15第39号・平成15・08・18貿局第2号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成24年7月1日から施行する。

電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○電子許可・承認・確認に係る貨物の税関への輸出入申告時等に通関データベースシステムの停止があった場合の取扱いについて（輸出注意事項15第36号・輸入注意事項15第39号・平成15・08・18貿局第2号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 システム臨時停止状態の際の手続</p> <p>(1) 申告者は、上記2.によりシステム臨時停止状態であることを確認した上で、輸出又は輸入しようとする電子許可・承認・確認に係る貨物について、電子裏書通達5(2)又は(3)の裏書情報の記録又は修正等の記録等ができない場合は、4.(1)及び(2)に規定する書類を税関に提出することにより代えることとする。</p> <p>なお、<u>特別一般包括輸出許可</u>、<u>一般包括輸出許可</u>及び<u>特定包括輸出許可</u>に係る貨物の場合については、4.(2)に規定する書類の提出は要さないこととする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(別添) (略)</p> <p>参考別紙1～6 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 システム臨時停止状態の際の手続</p> <p>(1) 申告者は、上記2.によりシステム臨時停止状態であることを確認した上で、輸出又は輸入しようとする電子許可・承認・確認に係る貨物について、電子裏書通達5(2)又は(3)の裏書情報の記録又は修正等の記録等ができない場合は、4.(1)及び(2)に規定する書類を税関に提出することにより代えることとする。</p> <p>なお、<u>一般包括輸出許可</u>（平成17年5月31日までに許可された第1種一般包括輸出許可及び第2種一般包括輸出許可並びに平成17年5月31日までに申請され、平成17年6月1日以降に許可された第1種一般包括輸出許可及び第2種一般包括輸出許可を含む。）及び<u>特定包括輸出許可</u>に係る貨物の場合については、4.(2)に規定する書類の提出は要さないこととする。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(別添) (略)</p> <p>参考別紙1～6 (略)</p>

参考別紙 7

参考様式 7
別紙様式第 1

1 / 2

根拠法規	輸出貿易管理規則第 2 条の 2
主務官庁	経 済 産 業 省

特 別 一 般 包 括 輸 出 許 可 証

輸出許可番号
有効期限

[]

条 件

経済産業大臣の記名押印
日付
資格
記名押印

申 請 者
名称
住所
郵便番号

申請年月日
役職名
氏名
電話番号

特別一般包括輸出許可の範囲

許可条件

包括許可取扱要領（平成17-02-25貿易第1号輸出注意事項17第7号）の1の5の（5）①に掲げる条件に従うこと。

参考別紙 7

参考様式 7
別紙様式第 1

1 / 2

根拠法規	輸出貿易管理規則第 2 条の 2
主務官庁	経 済 産 業 省

一 般 包 括 輸 出 許 可 証

輸出許可番号
有効期限

[]

条 件

経済産業大臣の記名押印
日付
資格
記名押印

申 請 者
名称
住所
郵便番号

申請年月日
役職名
氏名
電話番号

一般包括輸出許可の範囲

許可条件

包括許可取扱要領（平成17-02-25貿易第1号輸出注意事項17第7号）の1の5の（1）に掲げる条件に従うこと。

参考様式7の2

1/2

根拠法規	輸出貨品管理規則第2条の2
主催官庁	経 済 産 業 省

一 般 包 括 輸 出 許 可 証

輸出許可番号
有効期限

[]

条 件

経済産業大臣の署名押印
日付
資格
署名押印

申請者
名称
住所
郵便番号

申請年月日
役職名
氏名
電話番号

一般包括輸出許可の範囲

許可条件

包括許可取扱要領（平成17-02-25貿易第1号輸出件管理第17第2号）の1の3の（5）①に掲げる条件に従うこと。

(新設)

2 / 2

申請者

名称

住所

郵便番号

役職名

氏名

電話番号

参考別紙 8

参考別紙 8
別紙様式第 5

1 / 3

提出機関	輸出貿易管理規則第 2 条の 2
主幹官庁	経 済 産 業 省

特 定 包 括 輸 出 許 可 証

輸出許可番号
有効期限

[]

条 件

経済産業大臣の記名押印
日付

資格
記名押印

- 申請者

名称	申請年月日
住所	役職名
	氏名
- 取引の内容

郵便番号	電話番号
------	------
- 取引の内容

(1) 買主	住所
(2) 売受人	住所
(3) 需要者	住所
(4) 仕向地	経由地

(5) 特定包括輸出許可に係る貨物の範囲		
貨物番号	貨物番号	貨物番号
省令番号	省令番号	省令番号
貨物番号	貨物番号	貨物番号
省令番号	省令番号	省令番号
貨物番号	貨物番号	貨物番号
省令番号	省令番号	省令番号
貨物番号	貨物番号	貨物番号
省令番号	省令番号	省令番号

許可条件

包括許可取扱要領（平成 17-02-25 貿易第 1 号輸出任意事項 17 第 7 号）の且の 6 の (1) に掲げる条件に従うこと。

参考別紙 8 2 / 3 ・ 3 / 3 (略)

参考別紙第 8

参考別紙第 8
別紙様式第 5

1 / 3

提出機関	輸出貿易管理規則第 2 条の 2
主幹官庁	経 済 産 業 省

特 定 包 括 輸 出 許 可 証

輸出許可番号
有効期限

[]

条 件

経済産業大臣の記名押印
日付

資格
記名押印

- 申請者

名称	申請年月日
住所	役職名
	氏名
- 取引の内容

郵便番号	電話番号
------	------
- 取引の内容

(1) 買主	住所
(2) 売受人	住所
(3) 需要者	住所
(4) 仕向地	経由地

(5) 特定包括輸出許可に係る貨物の範囲		
貨物番号	貨物番号	貨物番号
省令番号	省令番号	省令番号
貨物番号	貨物番号	貨物番号
省令番号	省令番号	省令番号
貨物番号	貨物番号	貨物番号
省令番号	省令番号	省令番号
貨物番号	貨物番号	貨物番号
省令番号	省令番号	省令番号

許可条件

包括許可取扱要領（平成 17-02-25 貿易第 1 号輸出任意事項 17 第 7 号）の且の 6 の (1) に掲げる条件に従うこと。

参考別紙 8 2 / 3 ・ 3 / 3 (略)